結　果　の　概　要

Ⅰ　地方更生保護委員会

1　仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員（Ⅰ　地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の２表参照）

令和元年において，全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は 17,423 人である。このうち，当年開始人員は 15,093 人，前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は 2,330 人，仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は，当年開始人員が 86.6%（小数第２位を四捨五入して算出した。以下同じ。），前年繰越人員が 13.4%となっている。

最近 13 年間の種別ごとの開始人員の推移は，第１表のとおりであり，仮釈放審理及び少年院仮退院審理ともに減少傾向にある。

第１表　仮釈放等審理等の開始人員の推移

種別		平成19年	20	21	22	23	24	25
人員	総数	22,455	21,323	20,556	20,080	19,703	19,787	18,981
	仮釈放	18,128	17,403	16,557	16,184	16,094	16,310	15,594
	うち，一部猶予	…	…	…	…	…	…	…
	仮出場	－	－	－	－	－	－	－
	少年院仮退院	4,327	3,919	3,999	3,895	3,608	3,476	3,387
	うち，SE･SA対象者	1,352	1,167	1,181	1,018	936	907	788
	少年院退院	－	1	－	1	－	－	－
	婦人補導院仮退院	－	－	－	－	1	1	－
指数	総数	100	95	92	89	88	88	85
	仮釈放	100	96	91	89	89	90	86
	少年院仮退院	100	91	92	90	83	80	78
	うち，SE･SA対象者	100	86	87	75	69	67	58

種別		26	27	28	29	30	令和元年	構成比(%)
人員	総数	18,083	17,988	17,059	16,709	15,198	15,093	100.0
	仮釈放	14,967	15,118	14,351	14,289	13,053	13,086	86.7
	うち，一部猶予	…	…	5	548	1,186	1,287	8.5
	仮出場	－	－	－	－	－	－	－
	少年院仮退院	3,115	2,870	2,708	2,419	2,145	2,006	13.3
	うち，SE･SA対象者	695	648	499	407	380	327	2.2
	少年院退院	－	－	－	－	－	1	0.0
	婦人補導院仮退院	1	－	－	1	1	－	－
指数	総数	81	80	76	74	68	67	…
	仮釈放	83	83	79	79	72	72	…
	少年院仮退院	72	66	63	56	50	46	…
	うち，SE･SA対象者	51	48	37	30	28	24	…

（注）１　指数は小数第１位を，構成比は小数第２位を，それぞれ四捨五入して算出した（以下同じ。）。
　　２　矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については，本表に含めて計上した。
　　３　２表参照

(2) 審理の終結人員　（２表参照）

令和元年において，全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は 15,002 人であり，前年に比べ 645 人減少している。その内訳は第２表のとおりであり，審理の終結事由別に見ると，仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」という。）を受けた人員は 13,995 人（終結人員総数の 93.3%），許可しない旨の判断がされた人員は 1,005

人（同 6.7%），うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は 569 人（同 3.8%）となっている。

また，「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない（取下げなし）」人員の比率は 2.9% となっている。

第２表　仮釈放等審理等の終結人員

種別		総数	許可	許可しない（取下げなし）	許可しない（取下げあり）	その他	「許可しない（取下げなし）」人員の比率（%）
人員	総数	15,002	13,995	436	569	2	2.9
	仮釈放	12,964	11,976	429	558	1	3.3
	うち，一部猶予	1,288	1,236	3	49	−	0.2
	仮出場	−	−	−	−	−	−
	少年院仮退院	2,037	2,019	6	11	1	0.3
	うち，SE･SA対象者	326	325	−	−	1	−
	少年院退院	1	−	1	−	−	100.0
	婦人補導院仮退院	−	−	−	−	−	−
構成比（%）	総数	100.0	93.3	2.9	3.8	0.0	…
	仮釈放	100.0	92.4	3.3	4.3	0.0	…
	うち，一部猶予	100.0	96.0	0.2	3.8	−	…
	仮出場	−	−	−	−	−	…
	少年院仮退院	100.0	99.1	0.3	0.5	0.0	…
	うち，SE･SA対象者	100.0	99.7	−	−	0.3	…

（注）１　「許可しない（取下げなし）」人員の比率は，従来の「棄却率」に該当する。許可しない（取下げなし）人員／（許可人員＋許可しない人員）×100 により算出した。

２　２表参照

(3) 許可決定人員の状況（２表参照）

仮釈放等審理等の終結人員のうち，最近６年間の種別ごとの許可決定人員の推移は，第３表のとおりである。許可決定人員総数は減少傾向にある。

第３表　仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種別		平成26年	27	28	29	30	令和元年	構成比（%）
人員	総数	17,225	16,832	16,099	15,429	14,450	13,995	100.0
	仮釈放	14,119	13,945	13,397	13,006	12,273	11,976	85.6
	うち，一部猶予	…	…	−	364	1,085	1,236	8.8
	仮出場	−	−	−	−	−	−	−
	少年院仮退院	3,105	2,887	2,702	2,422	2,177	2,019	14.4
	うち，SE･SA対象者	713	635	506	413	382	325	2.3
	少年院退院	−	−	−	−	−	−	−
	婦人補導院仮退院	1	−	−	1	−	−	−
指数	総数	100	98	93	90	84	81	…
	仮釈放	100	99	95	92	87	85	…
	少年院仮退院	100	93	87	78	70	65	…
	うち，SE･SA対象者	100	89	71	58	54	46	…

（注）　２表参照

(4) 許可しない（取下げなし）人員の状況（２表参照）

仮釈放等審理の終結人員のうち，最近６年間の種別ごとの許可しない（取下げなし）人員の推移は，第４表のとおりである。許可しない（取下げなし）人員は平成 27 年以降増加傾向にあったが，平成 30 年以降は減少に転じている。

第４表　仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種別		平成26年	27	28	29	30	令和元年	構成比(%)
人員	総数	252	359	501	597	589	436	100.0
	仮釈放	252	359	496	596	587	429	98.4
	うち，一部猶予	…	…	－	1	7	3	0.7
	仮出場	－	－	－	－	－	－	－
	少年院仮退院	－	－	5	1	2	6	1.4
	うち，SE･SA対象者	－	－	－	－	－	－	－
	少年院退院	－	－	－	－	－	1	0.2
	婦人補導院仮退院	－	－	－	－	－	－	－
指数	総数	100	142	199	237	234	173	…
	仮釈放	100	142	197	237	233	170	…
	少年院仮退院	－	－	－	－	－	－	…

（注）　２表参照

最近６年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は，第５表のとおりである。令和元年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は 2.9%（前年は 3.8%）となっている。

第５表　仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種別	平成26年	27	28	29	30	令和元年
総数	1.4	2.0	2.9	3.6	3.8	2.9
仮釈放	1.7	2.4	3.4	4.2	4.4	3.3
うち，一部猶予	…	…	－	0.3	0.6	0.2
少年院仮退院	－	－	0.2	0.0	0.1	0.3
うち，SE･SA対象者	－	－	－	－	－	－
少年院退院	－	－	－	－	－	100.0
婦人補導院仮退院	－	－	－	－	－	－

（注）　「許可しない(取下げなし)」人員の比率は，許可しない(取下げなし)人員／（許可決定人員＋許可しない決定人員）×100 により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況（19 表，21 表参照）

令和元年における仮釈放許可決定人員 11,976 人のうち,定期刑の執行を受けた者は 11,922 人であり，これらの執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別に示したものが，第６表である。

総数を見ると，刑の執行率 70%以上の者の比率が許可決定人員全体の 98.1%となっている。

第６表　定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期		総数	59%以下	60～69%	70～79%	80～89%	90%以上
人員	総数	11,922	1	220	2,256	5,399	4,046
	1年以内	966	－	16	118	487	345
	2年以内	4,374	－	94	937	2,278	1,065
	3年以内	3,696	1	70	804	1,599	1,222
	5年以内	2,104	－	37	351	838	878
	5年を超える	782	－	3	46	197	536
構成比（%）	総数	100.0	0.0	1.8	18.9	45.3	33.9
	1年以内	100.0	－	1.7	12.2	50.4	35.7
	2年以内	100.0	－	2.1	21.4	52.1	24.3
	3年以内	100.0	0.0	1.9	21.8	43.3	33.1
	5年以内	100.0	－	1.8	16.7	39.8	41.7
	5年を超える	100.0	－	0.4	5.9	25.2	68.5

（注）　19 表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近６年間の刑の執行率の構成比の推移は，第７表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69%以下）者の構成比を見ると，極めて低い水準で推移している。

第７表　定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成26年	27	28	29	30	令和元年
総　　数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.0	0.0	－	－	－	0.0
60～69%	1.0	1.0	1.2	1.2	1.4	1.8
70～79%	18.5	17.9	17.8	17.9	19.6	18.9
80～89%	47.2	46.7	47.7	45.5	45.9	45.3
90%以上	33.2	34.3	33.4	35.3	33.1	33.9

（注）　19 表参照

仮釈放許可決定人員のうち，無期刑の執行を受けた者の，最近６年間の受刑在所期間別の推移は，第８表のとおりである。

第８表　無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年　次	総　数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
平成26年	6	－	－	1	－	－	－	－	－	－	5
27	13	1	－	－	－	－	－	－	－	1	11
28	9	1	－	－	－	－	－	－	－	－	8
29	12	1	1	－	－	－	－	－	－	－	10
30	12	1	－	－	－	－	1	－	－	－	10
令和元年	16	－	－	－	1	－	－	－	－	－	15

（注）　1　仮釈放を取り消され，再び刑の執行を受けた場合の在所期間は，その取消し後に執行した期間による。

2　21 表参照

2　審理再開事由等通知の受理及び処理（23 表参照）

令和元年において，全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知（仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に，規律違反その他の特別の事情が生じたとき，矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。）の受理人員総数(前年繰越しを含む。)は 433 人（前年は 461 人）であり，その種別ごとの内訳は，仮釈放審理再開事由等通知が 380 人（同 401 人），少年院仮退院審理再開事由等通知が 53 人（同 60 人）である。

審理を再開した人員は 413 人（前年は 449 人），審理を再開しなかった人員は 12 人（同３人）であり，そのうち審理を再開しなかったものの，特別遵守事項を定め，又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は６人である。

審理再開後の措置について，仮釈放等許可決定を受けた人員は 181 人，許可しない旨の判断がされた人員は 234 人である。

3　仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結（25 表参照）

令和元年において，全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理（保護観察中の者の行状により，期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの。）の開始人員総数は 1,137 人（前年は 1,373 人）である。これを種別ごとに見ると，仮釈放取消しが 449 人（開始人員総数の 39.5%），保護観察停止が 184 人（同 16.2%），保護観察停止解除が 79 人（同 6.9%），戻し収容が 12 人（同 1.1%），少年院仮退院中の退院が 273 人（同 24.0%）,保護観察仮解除が 131 人（同 11.5%）となっている。

最近６年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は，第９表のとおりである。

第９表　仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種別		平成26年	27	28	29	30	令和元年
人員	総　数	1,991	1,882	1,745	1,505	1,373	1,137
	仮釈放取消し	666	673	633	571	557	449
	保護観察停止	253	256	244	232	207	184
	保護観察停止解除	112	120	114	90	88	79
	保護観察停止取消し	1	1	1	－	－	－
	不定期刑終了	1	－	－	－	－	－
	戻し収容	9	11	13	10	5	12
	退　院	675	584	525	427	367	273
	保護観察仮解除	267	229	211	169	140	131
	保護観察仮解除取消し	7	8	4	6	9	9
指数	総　数	100	95	88	76	69	57
	仮釈放取消し	100	101	95	86	84	67
	保護観察停止	100	101	96	92	82	73
	保護観察停止解除	100	107	102	80	79	71
	戻し収容	100	122	144	111	56	133
	退　院	100	87	78	63	54	40
	保護観察仮解除	100	86	79	63	52	49
	保護観察仮解除取消し	100	114	57	86	129	129

（注）　25 表参照

また，令和元年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は 1,128 人であり，前年に比べ 17.8%（245 人）減少している。終結事由別内訳を見ると，申出等について理由ありとして認められたものが 1,086 人（終結人員総数の 96.3%），理由なしとしたものが 42 人（同 3.7%）,その他（申出の取下げ等）が０人（同 0.0%）となっている。

Ⅱ　保護観察所

1　保護観察の開始

(1) 開始人員の推移（Ⅱ　保護観察所（以下記載を省略。）の３～11表参照）

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は，第10表のとおりである。

令和元年において，全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は58,206人であり，このうち，当年開始人員は29,187人，前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は29,019人である。

種別ごとの開始人員を見ると，１号観察（保護観察処分少年）は11,827人（開始人員の40.5%），２号観察（少年院仮退院者）は2,053人（同7.0%），３号観察（仮釈放者）は11,640人（同39.9%），４号観察（保護観察付執行猶予者）は3,667人（同12.6%），５号観察（婦人補導院仮退院者）は０人（同0.0%）となっている。また，１号観察のうち，短期保護観察の開始人員は1,370人（１号観察開始人員の11.6%），交通短期保護観察（以下「交通短期」という。）の開始人員は4,026人（同開始人員の34.0%）となっており，３号観察のうち，一部猶予の開始人員は1,198人（３号観察開始人員の10.3%），４号観察のうち，一部猶予の開始人員は1,419人（４号観察開始人員の38.7%）となっている。

開始人員総数は減少傾向にあり，令和元年は前年に比べ5.4%(1,658人)減少している。

なお，令和元年における交通短期を除く開始人員25,161人における女子の比率は，10.1%（2,949人）であり，近年10%前後で推移している。

第 10 表　保護観察の開始人員の推移

種別		平成19年	20	21	22	23	24	25	26
人員	総数	54,878	50,717	48,488	47,562	45,199	44,056	42,117	39,995
	1号観察	30,554	27,169	26,094	25,525	23,580	22,557	20,811	19,599
	うち，短期	3,910	3,662	3,665	3,668	3,595	3,295	2,995	2,871
	うち，交通短期	12,706	10,455	9,908	9,485	8,276	7,809	7,327	6,701
	2号観察	4,344	3,994	3,869	3,883	3,601	3,421	3,428	3,122
	うち，SE･SA対象者	1,351	1,174	1,127	1,017	903	896	757	697
	3号観察	15,832	15,840	14,854	14,472	14,620	14,700	14,623	13,925
	うち，一部猶予	…	…	…	…	…	…	…	…
	4号観察	4,148	3,714	3,671	3,682	3,398	3,376	3,255	3,348
	うち，一部猶予	…	…	…	…	…	…	…	…
	5号観察	－	－	－	－	－	2	－	1
指数	総数	100	92	88	87	82	80	77	73
	1号観察	100	89	85	84	77	74	68	64
	うち，短期	100	94	94	94	92	84	77	73
	うち，交通短期	100	82	78	75	65	61	58	53
	2号観察	100	92	89	89	83	79	79	72
	うち，SE･SA対象者	100	87	83	75	67	66	56	52
	3号観察	100	100	94	91	92	93	92	88
	4号観察	100	90	89	89	82	81	78	81

種別		平成27年	28	29	30	令和元年	構成比(%)	男	女
人員	総数	38,103	35,341	32,538	30,845	29,187	100.0	22,212	2,949
	1号観察	18,202	16,304	14,465	12,945	11,827	40.5	6,886	915
	うち，短期	2,480	2,031	1,839	1,582	1,370	4.7	1,183	187
	うち，交通短期	6,334	5,981	5,206	4,434	4,026	13.8	…	…
	2号観察	2,871	2,743	2,469	2,146	2,053	7.0	1,890	163
	うち，SE･SA対象者	601	477	420	362	315	1.1	297	18
	3号観察	13,570	13,260	12,760	12,299	11,640	39.9	10,295	1,345
	うち，一部猶予	…	－	283	992	1,198	4.1	1,010	188
	4号観察	3,460	3,034	2,843	3,455	3,667	12.6	3,141	526
	うち，一部猶予	…	－	248	974	1,419	4.9	1,213	206
	5号観察	－	－	1	－	－	－	…	…
指数	総数	69	64	59	56	53	…	…	…
	1号観察	60	53	47	42	39	…	…	…
	うち，短期	63	52	47	40	35	…	…	…
	うち，交通短期	50	47	41	35	32	…	…	…
	2号観察	66	63	57	49	47	…	…	…
	うち，SE･SA対象者	44	35	31	27	23	…	…	…
	3号観察	86	84	81	78	74	…	…	…
	4号観察	83	73	69	83	88	…	…	…

（注）1　令和元年の男女の列において，総数及び1号観察の行に，交通短期保護観察対象者は含まれない。

2　3～7表参照

(2) 来日外国人の開始人員（24表参照）

令和元年における交通短期を除く開始人員のうち，来日外国人の種別ごとの開始人員は，第 11 表のとおりである。

第 11 表　来日外国人の開始人員

種別	総数	1号観察				2号観察			3号観察			4号観察		
		計	一般	交通	短期	計	SE･SA対象者以外	SE･SA対象者	計	全部実刑	一部猶予	計	一部猶予	全部猶予
開始人員の総数	29,183	7,801	4,555	1,876	1,370	2,053	1,738	315	11,640	10,442	1,198	3,667	1,419	2,248
来日外国人	470	102	64	20	18	37	30	7	307	299	8	24	10	14
来日外国人の割合(%)	1.6%	1.3%	1.4%	1.1%	1.3%	1.8%	1.7%	2.2%	2.6%	2.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%

（注）　24表参照

(3) 罪名・非行名（８～11 表参照）

令和元年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は，第 12 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると，１号観察では多い方から窃盗，道路交通法，傷害，２号観察では窃盗，傷害，詐欺，３号観察では窃盗，覚せい剤取締法，詐欺，４号観察では覚せい剤取締法，窃盗，傷害の順となっている。

第 12 表　開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)	
総　　数	7,801	100.0	(100.0)	2,053	100.0	(100.0)	11,640	100.0	(100.0)	3,667	100.0	(100.0)
刑法犯	5,555	71.2	(73.0)	1,733	84.4	(83.7)	7,307	62.8	(61.0)	1,724	47.0	(52.7)
強制わいせつ・強制性交等	234	3.0	(2.7)	132	6.4	(5.9)	406	3.5	(3.4)	188	5.1	(4.9)
殺人	7	0.1	(0.0)	9	0.4	(0.6)	159	1.4	(1.2)	11	0.3	(0.5)
傷害	1,197	15.3	(13.7)	369	18.0	(16.4)	419	3.6	(3.7)	218	5.9	(6.4)
業務上過失致死傷	543	7.0	(7.6)	45	2.2	(2.1)	219	1.9	(2.1)	52	1.4	(1.4)
窃盗	2,336	29.9	(32.2)	651	31.7	(34.9)	3,704	31.8	(30.5)	803	21.9	(25.2)
強盗	43	0.6	(0.5)	86	4.2	(4.7)	417	3.6	(4.0)	38	1.0	(1.7)
詐欺	284	3.6	(4.0)	263	12.8	(8.7)	1,267	10.9	(10.4)	122	3.3	(3.6)
恐喝	186	2.4	(2.2)	75	3.7	(4.7)	64	0.5	(0.5)	9	0.2	(0.7)
暴力行為等処罰に関する法律	49	0.6	(0.6)	12	0.6	(0.5)	23	0.2	(0.2)	12	0.3	(0.6)
その他	676	8.7	(9.4)	91	4.4	(53.0)	629	5.4	(5.2)	271	7.4	(7.7)
特別法犯	2,197	28.2	(26.2)	277	13.5	(13.5)	4,333	37.2	(39.0)	1,943	53.0	(47.3)
覚せい剤取締法	27	0.3	(0.2)	56	2.7	(2.3)	3,549	30.5	(31.7)	1,578	43.0	(35.2)
道路交通法	1,339	17.2	(17.4)	108	5.3	(6.9)	370	3.2	(3.2)	125	3.4	(3.8)
毒物及び劇物取締法	1	0.0	(0.0)	−	−	(0.0)	22	0.2	(0.2)	11	0.3	(0.5)
その他	830	10.6	(8.7)	113	5.5	(4.2)	392	3.4	(3.8)	229	6.2	(7.8)
ぐ犯	49	0.6	(0.7)	40	1.9	(2.6)	…	…	…	…	…	…
施設送致申請	−	−	(−)	3	0.1	(0.2)	…	…	…	…	…	…

（注）１　「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を，「傷害」には傷害致死及び暴行を，「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を，「強盗」には強盗致死傷，強盗・強制性交等及び同致死を，それぞれ含む。

２　構成比の（　）内は，前年の構成比である。

３　８～11 表参照

(4) 保護観察期間（12 表参照）

令和元年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は，第 13 表のとおりである。

種別ごとの保護観察期間を見ると，１号観察は，原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が 20 歳に達するまでであり，20 歳までの期間が２年に満たない場合は２年間であることから，保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

３号観察は，仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであり，第６表のとおり刑の執行率も比較的高い者が多いことから，執行猶予期間が保護観察の期間となる４号観察の期間等と比較して保護観察期間の短い者が多い。また，３号観察の中でも，入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることから，入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

２号観察も，少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで（通常は 20 歳に達するまで）であるため保護観察期間は一様ではない。

なお，ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり，必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく，保護観察開始後の行状等によっては，途中で保護観察の解除，退院，仮釈放の取消し，刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置がとられることがある（第 16 表以下を参照）。

第 13 表　開始人員の保護観察期間

種別		総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年を超える	無期
人員	総数	25,161	401	2,264	2,301	4,945	2,470	5,840	3,166	2,193	1,320	245	16
	1号観察	7,801	−	−	−	−	−	3,879	1,735	1,244	705	238	…
	2号観察	2,053	33	32	90	553	347	418	334	157	83	6	…
	SE・SA対象者以外	1,738	33	31	89	541	249	352	260	121	58	4	…
	SE・SA対象者	315	−	1	1	12	98	66	74	36	25	2	…
	3号観察	11,640	368	2,232	2,211	4,392	2,113	279	23	2	3	1	16
	一部猶予	1,198	65	271	348	340	166	3	4	1	−	−	−
	入所度数 初度	6,097	112	609	699	2,504	1,862	272	21	2	3	1	12
	入所度数 2度	1,876	57	486	520	676	130	5	1	−	−	−	1
	入所度数 3度	1,277	49	325	379	467	54	2	1	−	−	−	−
	入所度数 4度以上	2,386	148	812	612	744	67	−	−	−	−	−	3
	入所度数 不詳	4	2	−	1	1	−	−	−	−	−	−	−
	4号観察	3,667	−	−	−	−	10	1,264	1,074	790	529	−	−
	一部猶予	1,419	−	−	−	−	10	1,228	170	10	1	−	−
構成比（%）	総数	100.0	1.6	9.0	9.1	19.7	9.8	23.2	12.6	8.7	5.2	1.0	0.1
	1号観察	100.0	−	−	−	−	−	49.7	22.2	15.9	9.0	3.1	…
	2号観察	100.0	1.6	1.6	4.4	26.9	16.9	20.4	16.3	7.6	4.0	0.3	…
	SE・SA対象者以外	100.0	1.9	1.8	5.1	31.1	14.3	20.3	15.0	7.0	3.3	0.2	…
	SE・SA対象者	100.0	−	0.3	0.3	3.8	31.1	21.0	23.5	11.4	7.9	0.6	…
	3号観察	100.0	3.2	19.2	19.0	37.7	18.2	2.4	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1
	一部猶予	100.0	5.4	22.6	29.0	28.4	13.9	0.3	0.3	0.1	−	−	−
	入所度数 初度	100.0	1.8	10.0	11.5	41.1	30.5	4.5	0.3	0.0	0.0	0.0	0.2
	入所度数 2度	100.0	3.0	25.9	27.7	36.0	6.9	0.3	0.1	−	−	−	0.1
	入所度数 3度	100.0	3.8	25.5	29.7	36.6	4.2	0.2	0.1	−	−	−	−
	入所度数 4度以上	100.0	6.2	34.0	25.6	31.2	2.8	−	−	−	−	−	0.1
	4号観察	100.0	−	−	−	−	0.3	34.5	29.3	21.5	14.4	…	…
	一部猶予	100.0	−	−	−	−	0.7	86.5	12.0	0.7	0.1	…	…

（注）　12 表参照

(5) 年齢（20 表参照）

令和元年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層は，第 14 表のとおりである。

種別ごとに最も多い年齢層を見ると，１号観察は 18・19 歳で 49.7%（前年は 47.4%），２号観察は 18・19 歳で 45.3%（前年は 44.1%），３号観察は 40～49 歳で 28.0%（前年は 28.8%），４号観察は 40～49 歳で 29.1%（前年は 25.9%）となっている。

第 14 表　開始人員の年齢層

年齢	1号観察 人員	1号観察 構成比（%）		2号観察 人員	2号観察 構成比（%）	
総数	7,801	100.0	(100.0)	2,053	100.0	(100.0)
15歳以下	943	12.1	(13.8)	86	4.2	(4.5)
16・17歳	2,979	38.2	(38.8)	495	24.1	(25.6)
18・19歳	3,879	49.7	(47.4)	929	45.3	(44.1)
20歳以上	−	−	(−)	543	26.4	(25.7)

年齢	3号観察 人員	3号観察 構成比（%）		4号観察 人員	4号観察 構成比（%）	
総数	11,640	100.0	(100.0)	3,667	100.0	(100.0)
19歳以下	−	−	(−)	4	0.1	(0.1)
20～29歳	1,496	12.9	(13.2)	723	19.7	(22.5)
30～39歳	2,947	25.3	(25.4)	866	23.6	(24.6)
40～49歳	3,257	28.0	(28.8)	1,067	29.1	(25.9)
50～59歳	2,237	19.2	(18.6)	613	16.7	(15.3)
60歳以上	1,703	14.6	(14.0)	394	10.7	(11.6)

（注）　1　構成比の（　）内は，前年の構成比である。

2　20 表参照

2　保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等（３～７表，26表参照）

令和元年において，全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は30,369人である。種別ごとに見ると，１号観察が12,742人（終了人員総数の42.0%），２号観察が2,292人（同7.5%），３号観察が11,881人（同39.1%），４号観察が3,454人（同11.4%），５号観察が０人（同0.0%）である。また，１号観察のうち，交通短期の終了人員は4,186人（１号観察終了人員の32.8%）となっており，３号観察のうち，一部猶予の終了人員は，1,148人（３号観察終了人員の9.7%），４号観察のうち，一部猶予の終了人員は，412人（４号観察終了人員の11.9%）となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は，第15表のとおりである。

第15表　保護観察の終了人員の推移

種別		平成19年	20	21	22	23	24	25
人員	総数	58,535	54,273	50,928	48,715	47,293	46,012	43,306
	1号観察	32,641	29,370	26,928	26,090	24,969	23,678	21,680
	うち，短期	3,835	3,878	3,726	3,572	3,595	3,542	3,168
	うち，交通短期	13,356	11,318	9,818	9,538	8,902	8,064	7,347
	2号観察	4,648	4,138	4,060	4,020	3,882	3,681	3,354
	うち，SE･SA対象者	1,464	1,258	1,287	1,212	1,027	972	858
	3号観察	16,430	16,054	15,364	14,481	14,599	14,948	14,751
	うち，一部猶予	…	…	…	…	…	…	…
	4号観察	4,816	4,711	4,576	4,124	3,843	3,703	3,521
	うち，一部猶予	…	…	…	…	…	…	…
	5号観察	－	－	－	－	－	2	－
指数	総数	100	93	87	83	81	79	74
	1号観察	100	90	82	80	76	73	66
	うち，短期	100	101	97	93	94	92	83
	うち，交通短期	100	85	74	71	67	60	55
	2号観察	100	89	87	86	84	79	72
	うち，SE･SA対象者	100	86	88	83	70	66	59
	3号観察	100	98	94	88	89	91	90
	4号観察	100	98	95	86	80	77	73

種別		平成26年	27	28	29	30	令和元年	構成比(%)
人員	総数	41,655	40,001	38,040	35,166	32,591	30,369	100.0
	1号観察	20,785	19,578	17,941	16,100	14,130	12,742	42.0
	うち，短期	2,929	2,804	2,306	1,898	1,768	1,471	4.8
	うち，交通短期	7,003	6,365	6,213	5,516	4,597	4,186	13.8
	2号観察	3,312	3,250	3,169	2,859	2,672	2,292	7.5
	うち，SE･SA対象者	827	762	680	575	478	401	1.3
	3号観察	14,173	13,751	13,506	12,876	12,388	11,881	39.1
	うち，一部猶予	…	…	0	172	359	1,148	3.8
	4号観察	3,384	3,422	3,424	3,330	3,401	3,454	11.4
	うち，一部猶予	…	…	0	0	75	412	1.4
	5号観察	1	－	－	1	－	－	－
指数	総数	71	68	65	60	56	52	…
	1号観察	64	60	55	49	43	39	…
	うち，短期	76	73	60	49	46	38	…
	うち，交通短期	52	48	47	41	34	31	…
	2号観察	71	70	68	62	57	49	…
	うち，SE･SA対象者	56	52	46	39	33	27	…
	3号観察	86	84	82	78	75	72	…
	4号観察	70	71	71	69	71	72	…

（注）　３～７表参照

(2) 保護観察の終了事由（４表，26表参照）

最近６年間の交通短期を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は，第16表，第17表，第19表及び第20表のとおりである。

ア　１号観察

令和元年における１号観察のうち，交通短期の終了人員は 4,186 人であり，そのうち 4,161 人（99.4%）が保護観察を解除されている。これは，交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により，再非行など行状に特段の問題が認められなければ，通常３，４か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

令和元年における交通短期を除く１号観察終了者 8,556 人の終了事由別内訳は，期間満了が 1,092 人（交通短期を除く１号観察終了者の 12.8%），解除が 6,316 人（同 73.8%），保護処分取消しが 1,130 人（同 13.2%），その他（死亡等）が 18 人（同 0.2%）である。

なお，保護観察の解除とは，保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに，保護観察所の長が期間途中で保護観察を終了するものであり，保護処分取消しとは，保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに，家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第16表　交通短期保護観察を除く１号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	解除	保護処分取消し	その他
人員	平成26年	13,782	1,305	10,567	1,884	26
	27	13,213	1,242	10,073	1,877	21
	28	11,728	1,161	8,884	1,672	11
	29	10,584	1,156	7,940	1,476	12
	30	9,533	1,165	7,080	1,266	22
	令和元年	8,556	1,092	6,316	1,130	18
指数	平成26年	100	100	100	100	100
	27	96	95	95	100	81
	28	85	89	84	89	42
	29	77	89	75	78	46
	30	69	89	67	67	85
	令和元年	62	84	60	60	69
構成比（%）	平成26年	100.0	9.5	76.7	13.7	0.2
	27	100.0	9.4	76.2	14.2	0.2
	28	100.0	9.9	75.8	14.3	0.1
	29	100.0	10.9	75.0	13.9	0.1
	30	100.0	12.2	74.3	13.3	0.2
	令和元年	100.0	12.8	73.8	13.2	0.2

（注）　26表参照

イ　２号観察

令和元年における２号観察終了者 2,292 人の終了事由別内訳は，期間満了が 1,727 人（２号観察終了者の 75.3%），退院が 255 人（同 11.1%），戻し収容が６人（同 0.3%），保護処分取消しが 299 人（同 13.0%），その他（死亡等）が５人（同 0.2%）である。

なお，退院とは，保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに，地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を終了するものであり，戻し収容とは，保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに，家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第 17 表　２号観察終了者の終了事由別人員の推移

年　次		総 数	期間満了	退 院	戻し収容	保護処分取消し	その他
人員	平成26年	3,312	2,165	639	6	493	9
	27	3,250	2,191	570	7	473	9
	28	3,169	2,153	536	8	461	11
	29	2,859	2,011	431	7	403	7
	30	2,672	1,925	362	5	375	5
	令和元年	2,292	1,727	255	6	299	5
指数	平成26年	100	100	100	100	100	100
	27	98	101	89	117	96	100
	28	96	99	84	133	94	122
	29	86	93	67	117	82	78
	30	81	89	57	83	76	56
	令和元年	69	80	40	100	61	56
構成比（%）	平成26年	100.0	65.4	19.3	0.2	14.9	0.3
	27	100.0	67.4	17.5	0.2	14.6	0.3
	28	100.0	67.9	16.9	0.3	14.5	0.3
	29	100.0	70.3	15.1	0.2	14.1	0.2
	30	100.0	72.0	13.5	0.2	14.0	0.2
	令和元年	100.0	75.3	11.1	0.3	13.0	0.2

（注）　26 表参照

２号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は，第 18 表のとおりである。

第 18 表　２号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	SE･SA対象者以外		SE･SA対象者	
	人員	構成比（%）	人員	構成比（%）
総　　数	1,891	100.0	401	100.0
期間満了	1,471	77.8	256	63.8
退　院	175	9.3	80	20.0
戻し収容	5	0.3	1	0.2
保護処分取消し	235	12.4	64	16.0
その他	5	0.3	－	－

（注）　26 表参照

ウ　３号観察

令和元年における３号観察終了者 11,881 人の終了事由別内訳は，期間満了が 11,400 人（３号観察終了者の 96.0%），不定期刑終了が０人,仮釈放取消しが 446 人（同 3.8%），停止中時効完成が５人（同 0.0%），その他（死亡，恩赦等）が 30 人（同 0.3%）である。

なお，不定期刑終了とは，刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに，地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり，仮釈放取消しとは，保護観察中に犯罪をしたときや遵守事項を遵守しなかったときに，地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり，その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第 19 表　３号観察終了者の終了事由別人員の推移

年　次		総 数	期間満了	不定期刑終了	仮釈放取消し	停止中時効完成	その他
人員	平成26年	14,173	13,473	1	651	6	42
	27	13,751	13,044	－	660	6	41
	28	13,506	12,822	－	627	6	51
	29	12,876	12,268	－	560	5	43
	30	12,388	11,818	－	534	1	35
	令和元年	11,881	11,400	－	446	5	30
指数	平成26年	100	100	100	100	100	100
	27	97	97	－	101	100	98
	28	95	95	－	96	100	121
	29	91	91	－	86	83	102
	30	87	88	－	82	17	83
	令和元年	84	85	－	69	83	71
構成比（%）	平成26年	100.0	95.1	0.0	4.6	0.0	0.3
	27	100.0	94.9	－	4.8	0.0	0.3
	28	100.0	94.9	－	4.6	0.0	0.4
	29	100.0	95.3	－	4.3	0.0	0.3
	30	100.0	95.4	－	4.3	0.0	0.3
	令和元年	100.0	96.0	－	3.8	0.0	0.3

（注）　26 表参照

エ　４号観察

令和元年における４号観察終了者 3,454 人の終了事由別内訳は，期間満了が 2,493 人（４号観察終了者の 72.2%），刑の執行猶予の取消しが 871 人（同 25.2%），その他（死亡等）が 90 人（同 2.6%）である。

なお，刑の執行猶予の取消しとは，保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いとき（４号観察のうち，一部猶予については，犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったとき）に，裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。令和元年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した 871 人の取消事由別の内訳は,保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 749 人（刑の執行猶予の取消しによる終了人員の 86.0%），保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの（保護観察中に更に罪を犯したが，その犯罪について捜査中，公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。）が 105 人（同 12.1%），保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 17 人（同 2.0%）である。

第 20 表　４号観察終了者の終了事由別人員の推移

年　次		総 数	期間満了	刑の執行猶予の取消し	その他
人員	平成26年	3,384	2,403	846	135
	27	3,422	2,442	869	111
	28	3,424	2,454	849	121
	29	3,330	2,414	825	91
	30	3,401	2,533	749	119
	令和元年	3,454	2,493	871	90
指数	平成26年	100	100	100	100
	27	101	102	103	82
	28	101	102	100	90
	29	98	100	98	67
	30	101	105	89	88
	令和元年	102	104	103	67
構成比（%）	平成26年	100.0	71.0	25.0	4.0
	27	100.0	71.4	25.4	3.2
	28	100.0	71.7	24.8	3.5
	29	100.0	72.5	24.8	2.7
	30	100.0	74.5	22.0	3.5
	令和元年	100.0	72.2	25.2	2.6

（注）　26 表参照

3　保護観察の係属（16 表，26 表参照）

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近 13 年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は，第 21 表のとおりである。

第 21 表　年末現在保護観察中の人員の推移

種別		平成19年	20	21	22	23	24	25
人員	総数	52,133	48,546	46,089	44,906	42,803	40,837	39,652
	1号観察	25,718	23,498	22,645	22,061	20,662	19,533	18,663
	うち，短期	2,508	2,294	2,225	2,318	2,278	2,029	1,855
	うち，交通短期	4,197	3,335	3,428	3,373	2,745	2,492	2,470
	2号観察	5,607	5,455	5,259	5,117	4,835	4,573	4,645
	うち，SE･SA対象者	2,068	1,998	1,838	1,641	1,521	1,445	1,343
	3号観察	6,701	6,489	5,981	5,967	5,988	5,740	5,614
	うち，一部猶予	…	…	…	…	…	…	…
	4号観察	14,107	13,104	12,204	11,761	11,318	10,991	10,730
	うち，一部猶予	…	…	…	…	…	…	…
	5号観察	－	－	－	－	－	－	－
指数	総数	100	93	88	86	82	78	76
	1号観察	100	91	88	86	80	76	73
	うち，短期	100	91	89	92	91	81	74
	うち，交通短期	100	79	82	80	65	59	59
	2号観察	100	97	94	91	86	82	83
	うち，SE･SA対象者	100	97	89	79	74	70	65
	3号観察	100	97	89	89	89	86	84
	4号観察	100	93	87	83	80	78	76

種別		平成26年	27	28	29	30	令和元年	構成比(%)
人員	総数	37,990	36,098	33,392	30,770	29,020	27,832	100.0
	1号観察	17,480	16,107	14,464	12,833	11,645	10,727	38.5
	うち，短期	1,797	1,473	1,196	1,138	950	850	3.1
	うち，交通短期	2,168	2,137	1,905	1,597	1,433	1,273	4.6
	2号観察	4,454	4,077	3,650	3,262	2,736	2,496	9.0
	うち，SE･SA対象者	1,211	1,052	851	698	582	496	1.8
	3号観察	5,364	5,184	4,935	4,820	4,731	4,490	16.1
	うち，一部猶予	…	…	－	111	312	362	1.3
	4号観察	10,692	10,730	10,343	9,855	9,907	10,119	36.4
	うち，一部猶予	…	…	－	248	1,146	2,150	7.7
	5号観察	－	－	－	－	－	－	－
指数	総数	73	69	64	59	56	53	…
	1号観察	68	63	56	50	45	42	…
	うち，短期	72	59	48	45	38	34	…
	うち，交通短期	52	51	45	38	34	30	…
	2号観察	79	73	65	58	49	45	…
	うち，SE･SA対象者	59	51	41	34	28	24	…
	3号観察	80	77	74	72	71	67	…
	4号観察	76	76	73	70	70	72	…

（注）　3 ～ 7 表参照

(2) 保護観察中の者の状態別人員

令和元年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は，第 22 表のとおりである。

1 号観察の一時解除とは，保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに，期間を定めて，保護観察を一時的に解除するものである。4 号観察の仮解除とは，健全な生活態度を保持し，善良な社会の一員として自立し，改善更生することができると認めるときに，地方更生保護委員会が，保護観察所の長の申出に基づき，決定をもって行うものである。なお，仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが，解除や退院と異なり，仮解除中の行状によっては，必要があれば再び保護観察を開始することができる。また，身柄拘束とは，保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

３号観察において所在不明の者の比率が高いのは，その他の種別については，所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了するのに対し，３号観察は，法に基づき，保護観察中に所在不明となったときに，所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間，刑期の進行を止めて所在調査を継続するためである。

第 22 表　令和元年末現在保護観察中の者の状態別人員

種別		総数	対前年比(%)	保護観察実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束
人員	総数	27,832	-4.1	26,885	3	101	264	579
	1号観察	10,727	-7.9	10,524	3	…	70	130
	2号観察	2,496	-8.8	2,441	…	…	15	40
	3号観察	4,490	-5.1	4,334	…	…	105	51
	4号観察	10,119	2.1	9,586	…	101	74	358
構成比(%)	総数	100.0	…	96.6	0.0	0.4	0.9	2.1
	1号観察	100.0	…	98.1	0.0	…	0.7	1.2
	2号観察	100.0	…	97.8	…	…	0.6	1.6
	3号観察	100.0	…	96.5	…	…	2.3	1.1
	4号観察	100.0	…	94.7	…	1.0	0.7	3.5

（注）　３～７表参照

４　保護観察中の犯罪・非行（31 表，44 表参照）

令和元年における交通短期を除く保護観察終了者のうち，保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は，第 23 表のとおりである（なお，仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については，26 表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると，４号観察が 28.1%（前年は 26.8%），2 号観察が 18.8%（同 20.4%），１号観察が 16.8%（同 16.5%），３号観察が 0.4%（同 0.3%）の順となっている。

保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者について，種別ごとの処分の構成比を見ると，１号観察では少年院に送致された者が 45.0%，再び１号観察に付された者が 42.3%,罰金に処せられた者が 5.4%，２号観察では再び少年院に送致された者が 64.4%，１号観察に付された者が 31.5%，３号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が 22.9%，罰金に処せられた者が 27.1%，４号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が 75.3%，罰金に処せられた者が 11.3%となっている。

第 23 表　保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種別		保護観察終了者(A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者											再処分率 (B)/(A)×100
			計(B)	懲役・禁錮			少年院送致	1号観察	罰金	拘留・科料	起訴猶予	その他		
				全部実刑	一部猶予	全部猶予								
人員	総数	26,183	2,884	762	28	71	924	742	210	4	137	6		11.0
	1号観察	8,556	1,434	18	1	66	646	606	77	-	17	3		16.8
	2号観察	2,292	432	3	-	3	278	136	10	-	2	-		18.8
	3号観察	11,881	48	11	-	-	-	-	13	3	19	2		0.4
	4号観察	3,454	970	730	27	2	-	-	110	1	99	1		28.1
構成比(%)	総数	…	100.0	26.4	1.0	2.5	32.0	25.7	7.3	0.1	4.8	0.2		…
	1号観察	…	100.0	1.3	0.1	4.6	45.0	42.3	5.4	-	1.2	0.2		…
	2号観察	…	100.0	0.7	-	0.7	64.4	31.5	2.3	-	0.5	-		…
	3号観察	…	100.0	22.9	-	-	-	-	27.1	6.3	39.6	4.2		…
	4号観察	…	100.0	75.3	2.8	0.2	-	-	11.3	0.1	10.2	0.1		…

（注）1　保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は，本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2　44 表参照

令和元年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は，第24表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると，1号観察では，窃盗（21.8%），傷害（18.3%），2号観察では，施設送致申請（28.6%），傷害（22.6%）の順で再処分率が高くなっている。3号観察では，他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4号観察では，他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり，覚せい剤取締法（39.6%），窃盗（33.3%）の順で再処分率が高くなっている。

第24表　保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総　　数	8,556	16.8	2,292	18.8	11,881	0.4	3,454	28.1
刑法犯	6,231	18.2	1,914	19.8	7,421	0.5	2,284	26.2
強制わいせつ・強制性交等	234	5.6	132	8.3	379	0.5	189	19.0
殺人	2	－	10	10.0	147	－	26	7.7
傷害	1,221	18.3	411	22.6	451	0.2	307	18.6
業務上過失致死傷	597	7.9	42	7.1	243	0.4	64	20.3
窃盗	2,797	21.8	783	25.0	3,779	0.5	1,065	33.3
強盗	42	16.7	105	21.0	460	2.0	60	25.0
詐欺	304	15.5	223	8.1	1,248	0.4	161	19.3
恐喝	190	16.3	84	14.3	60	－	33	27.3
暴力行為等処罰に関する法律	53	9.4	11	18.2	25	－	16	25.0
その他	791	18.7	113	18.6	629	0.3	363	20.9
特別法犯	2,258	12.8	305	12.1	4,460	0.2	1,170	31.8
覚せい剤取締法	23	17.4	51	2.0	3,650	0.2	765	39.6
道路交通法	1,486	12.9	161	16.1	377	0.3	146	16.4
毒物及び劇物取締法	7	14.3	－	－	23	－	13	15.4
その他	742	12.4	93	10.8	410	－	246	17.5
ぐ犯	67	22.4	66	21.2	…	…	…	…
施設送致申請	－	－	7	28.6	…	…	…	…

（注）1　保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は，本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし，起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。

2　「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を，「傷害」には傷害致死及び暴行を，「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を，「強盗」には強盗致死傷，強盗・強制性交等及び同致死を，それぞれ含む。

3　31表,44表参照

5　生活環境の調整の実施状況（54～56表参照）

令和元年において，全国の保護観察所で取り扱った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は，第25表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理，地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者又は要調整事項等通知書の送付を受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は35,655人であり，前年に比べ2,855人（7.4%）減少している。内訳を見ると，受刑者が32,878人で2,502人（7.1%）減少し，少年院在院者は2,777人で353人（11.3%）減少し，婦人補導院在院者は0人（前年0人）となっている。

終了人員（少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は38,386人であり，前年に比べ2,771人（6.7%）減少している。内訳を見ると，受刑者が35,340人で前年に比べ2,570人（6.8%）減少し，少年院在院者は3,044人で前年に比べ203人（6.3%）減少している。婦人補導院在院者は0人（前年0人）である。

また，少年院におけるSE・SA対象者とSE・SA対象者以外との間の移行が2人であり，更生保護法第83条に基づく4号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が40人，少年法第24条第2項に基づく1号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が208人である。

第 25 表　収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種別	前年から繰越し	開始等					終了等			年末現在継続中
		総数	身上調査書	求生活環境調整	要調整事項等通知書	SE･SA対象者又はSE･SA対象以外から移行	総数	終了	SE･SA対象者又はSE･SA対象以外に移行	
総数	44,624	35,655	35,135	44	474	2	38,386	38,384	2	41,893
受刑者	42,587	32,878	32,371	44	463	…	35,340	35,340	…	40,125
少年院･婦人補導院在院者	2,037	2,777	2,764	0	11	2	3,046	3,044	2	1,768

（注）　54～56 表参照

6　補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員（57 表参照）

令和元年において，全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は 9,645 人であり，前年に比べ 271 人(2.7%)減少している。内訳を見ると，刑の執行終了が 6,482 人(前年比 278 人(4.1%)減)，刑の執行猶予が 1,200 人（同 35 人（3.0%）増），起訴猶予が 1,239 人（同 74 人（5.6%）減），罰金・科料が 507 人（同 47 人（10.2%）増），労役場出場者・仮出場者が 174 人（同 0 人（0.0%）増），少年院退院者・仮退院者が 43 人（同 1 人（2.3%）減）となっている。

(2) 自庁保護の実施状況（58 表参照）

最近 6 年間の自庁保護実施人員（全国の保護観察所が直接，補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員）の推移は，第 26 表のとおりである。

令和元年において,自庁保護実施人員の総数は 12,206 人であり，前年に比べ 702 人（5.4%）減少している。内訳を見ると，補導援護・応急の救護が 5,302 人（実施人員総数の 43.4%）で前年に比べ 342 人(6.1%)減少しており,更生緊急保護が 6,904 人(実施人員総数の 56.6%)で前年に比べ 360 人(5.0%)減少している。

第 26 表　自庁保護実施人員の推移

種別		平成26年	27	28	29	30	令和元年	構成比(%)
人員	総数	14,763	14,211	13,819	13,425	12,908	12,206	100.0
	補導援護･応急の救護	6,179	6,157	6,156	5,823	5,644	5,302	43.4
	更生緊急保護	8,584	8,054	7,663	7,602	7,264	6,904	56.6
指数	総数	100	96	94	91	87	83	…
	補導援護･応急の救護	100	100	100	94	91	86	…
	更生緊急保護	100	94	89	89	85	80	…

（注）　1　1 人について 2 以上の措置を実施した場合は延べ人員で計上している。

2　58 表参照

補導援護･応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると,宿泊が 30 人(前年比 1 人(3.4%)増)，食事給与が 496 人（同 50 人（9.2%）減），衣料給与が 1,502 人（同 6 人（0.4%）減），医療援助が 10 人（同 17 人（62.3%）減），旅費給与が 466 人（同 100 人（17.7%）減），一時保護事業を営む者へのあっせんが 2,888 人（同 45 人（1.5%）減）となっている。

なお，同一人に対する 2 以上の保護の措置は，措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況（59 表,65 表,67 表参照）

最近 6 年間の委託保護実施人員の推移は，第 27 表のとおりである。

令和元年において，更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の実施人員の総数は 11,696 人であり，前年に比べ 433 人（3.8%）増加している。このうち,前年から引き続いて実施した人員は 2,042 人（総数の 17.5%）であり，令和元年に新たに開始した人員は 9,654 人（同 82.5%）である。また，新たに開始した者について，委託先別の内

訳を見ると，更生保護施設委託が 8,063 人，それ以外への委託が 1,591 人であり，更に更生保護施設委託のうち，補導援護・応急の救護が 4,704 人，更生緊急保護が 3,359 人であり，それ以外への委託のうち，補導援護・応急の救護が 478 人，更生緊急保護が 1,113 人である。

また，令和元年において，更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は 9,572 人で，前年に比べ 351 人（3.8%）増加している。委託先別の内訳を見ると，更生保護施設委託が 8,027 人，それ以外への委託が 1,545 人であり，更に更生保護施設委託のうち，補導援護・応急の救護が 4,719 人，更生緊急保護が 3,308 人であり，それ以外への委託のうち，補導援護・応急の救護が 454 人，更生緊急保護が 1091 人である。

第 27 表　委託保護実施人員の推移

種別		平成26年	27	28	29	30	令和元年	構成比(%)
人員	総数	11,391	11,579	11,644	10,882	11,263	11,696	100.0
	補導援護・応急の救護	6,482	6,604	6,555	6,170	6,276	6,494	55.5
	更生緊急保護	4,909	4,975	5,089	4,712	4,987	5,202	44.5
指数	総数	100	102	102	96	99	103	…
	補導援護・応急の救護	100	102	101	95	97	100	…
	更生緊急保護	100	101	104	96	102	106	…

（注）　59 表参照

この宿泊供与の委託終了者のうち，更生緊急保護の終了者 4,399 人の区分別の宿泊保護日数は，第 28 表のとおりである。

第 28 表　更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分		総数	5日以内	10日以内	20日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内
人員	総数	4,399	488	271	455	302	605	545	1,733
	刑の執行終了者	2,675	290	152	174	197	437	378	1,047
	刑の執行猶予者	672	73	49	186	28	59	43	234
	うち，一部猶予者	－	－	－	－	－	－	－	－
	起訴猶予者	705	85	47	65	55	72	84	297
	罰金受刑者・科料受刑者	254	35	18	23	15	28	31	104
	労役場出場者・仮出場者	66	4	5	5	5	8	4	35
	少年院退院者・仮退院者	27	1	－	2	2	1	5	16
構成比（%）	総数	100.0	11.1	6.2	10.3	6.9	13.8	12.4	39.4
	刑の執行終了者	100.0	10.8	5.7	6.5	7.4	16.3	14.1	39.1
	刑の執行猶予者	100.0	10.9	7.3	27.7	4.2	8.8	6.4	34.8
	うち，一部猶予者	－	－	－	－	－	－	－	－
	起訴猶予者	100.0	12.1	6.7	9.2	7.8	10.2	11.9	42.1
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	13.8	7.1	9.1	5.9	11.0	12.2	40.9
	労役場出場者・仮出場者	100.0	6.1	7.6	7.6	7.6	12.1	6.1	53.0
	少年院退院者・仮退院者	100.0	3.7	－	7.4	7.4	3.7	18.5	59.3

（注）　67 表参照

宿泊供与の委託終了者のうち，更生緊急保護の終了者 4,399 人の入所事由は第 29 表のとおりである。入所事由の内訳を見ると，頼るべき親族なしが全体の 80.0%，次に，親族が引受けを拒否が 8.8%，親族と同居を望まずが 8.3%の順となっている。

第 29 表　更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総　数	頼るべき親族なし	親族が引受けを拒否	親族と同居を望まず	生活訓練を受けるため	その他
人員	総　　数	4,399	3,521	387	366	64	61
	刑の執行終了者	2,675	2,120	225	240	50	40
	刑の執行猶予者	672	533	73	52	7	7
	うち，一部猶予者	−	−	−	−	−	−
	起訴猶予者	705	590	54	45	6	10
	罰金受刑者・科料受刑者	254	209	22	22	−	1
	労役場出場者・仮出場者	66	57	6	3	−	−
	少年院退院者・仮退院者	27	12	7	4	1	3
構成比（%）	総　　数	100.0	80.0	8.8	8.3	1.5	1.4
	刑の執行終了者	100.0	79.3	8.4	9.0	1.9	1.5
	刑の執行猶予者	100.0	79.3	10.9	7.7	1.0	1.0
	うち，一部猶予者	−	−	−	−	−	−
	起訴猶予者	100.0	83.7	7.7	6.4	0.9	1.4
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	82.3	8.7	8.7	−	0.4
	労役場出場者・仮出場者	100.0	86.4	9.1	4.5	−	−
	少年院退院者・仮退院者	100.0	44.4	25.9	14.8	3.7	11.1

（注）　65 表参照

令和元年末現在委託保護中の人員の総数は 2,124 人で，前年に比べ 82 人（4.0%）増加しており，委託先別の内訳を見ると，更生保護施設委託が 1,733 人，それ以外への委託が 391 人となっている。また，更生保護施設委託(1,733 人)のうち，補導援護・応急の救護が 1,167 人（構成比 67.3%）　更生緊急保護が 566 人（同 32.7%）となっている。

7　生活環境調査事件，生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 19 条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査，生活環境調整及び精神保健観察の各事件について，同法が施行された平成 17 年 7 月 15 日から令和元年末までの処理状況の推移は，第 30 表から第 32 表までのとおりである。

第 30 表　生活環境調査事件の処理状況の推移

年　　次	開始件数		終結件数		年末現在係属件数	
平成17年	131	(−)	75	(−)	56	(−)
18	378	(12)	359	(9)	75	(3)
19	449	(9)	432	(11)	92	(1)
20	398	(9)	410	(8)	80	(2)
21	315	(9)	330	(9)	65	(2)
22	389	(17)	382	(15)	72	(4)
23	431	(16)	413	(19)	90	(1)
24	375	(20)	403	(19)	62	(2)
25	396	(8)	387	(8)	71	(2)
26	367	(11)	368	(13)	70	(−)
27	339	(13)	351	(10)	58	(3)
28	362	(11)	353	(13)	67	(1)
29	388	(21)	372	(20)	83	(2)
30	308	(15)	335	(13)	56	(4)
令和元年	299	(8)	294	(11)	61	(1)
累　計	5,325	(179)	5,264	(178)		

（注）　1　平成 17 年は，7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。

2　（）内の数は，医療観察法第 33 条第 1 項以外の申立てに係る件数であり，内数である。

第 31 表　生活環境調整事件の処理状況の推移

年　　次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	47	(−)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
23	280	167	642
24	263	237	668
25	276	202	742
26	267	239	770
27	261	303	728
28	243	246	725
29	277	246	756
30	246	264	738
令和元年	223	206	755
累 計	3,542	2,787	

（注）　1　平成 17 年は，7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。

　　2　開始件数及び終結件数は，移送によるものを含まない。

第 32 表　精神保健観察事件の処理状況の推移

年　　次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	19　〈−〉	−　〈−〉	19　〈−〉
18	108　〈28〉	5　〈−〉	122　〈28〉
19	148　〈73〉	23　〈5〉	247　〈96〉
20	175　〈114〉	58　〈17〉	364　〈193〉
21	217　〈166〉	116　〈37〉	465　〈322〉
22	213　〈151〉	154　〈85〉	524　〈388〉
23	180　〈140〉	174　〈119〉	530　〈409〉
24	226　〈188〉	206　〈162〉	550　〈435〉
25	203　〈165〉	197　〈144〉	556　〈456〉
26	234　〈203〉	200　〈151〉	590　〈508〉
27	287　〈254〉	210　〈173〉	667　〈589〉
28	239　〈204〉	220　〈183〉	686　〈610〉
29	236　〈205〉	257　〈222〉	665　〈593〉
30	257　〈232〉	266　〈238〉	656　〈587〉
令和元年	200　〈177〉	235　〈201〉	621　〈563〉
累 計	2,942　〈2,300〉	2,321　〈1,737〉	

（注）　1　平成 17 年は，7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。

　　2　開始件数及び終結件数は，移送によるものを含まない。

　　3　〈　〉内の数は，開始件数においては退院許可決定による件数，それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり，内数である。

Ⅲ　恩赦

1　常時恩赦の受理人員

令和元年において，常時恩赦の受理人員総数は 143 人で，前年に比べ 64 人（81.0%）増加している。受理人員の内訳は，第 33 表のとおりであり，旧受人員（前年からの繰越人員）が 24 人，新受人員が 119 人となっている。また，新受人員の上申庁別内訳は，保護観察所からが 11 人(前年 24 人)，刑事施設からが 103 人（同９人），検察庁からが５人（同７人）となっている。

なお，恩赦には常時恩赦のほかに，内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は，ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第 33 表　常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比（%）	構成比（%）
総　　数	143	81.0	100.0
旧　　受	24	-38.5	16.8
新　　受	119	197.5	83.2
保護観察所	11	-54.2	7.7
刑事施設	103	1,044.4	72.0
検察庁	5	-28.6	3.5

（注）　Ⅲ　恩赦（以下記載を省略。）の１表参照

2　常時恩赦の既済人員

令和元年において，常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると，第 34 表のとおりである。

既済人員の総数は 62 人で，前年に比べると７人（12.7%）増加している。これを既済事由別に見ると，恩赦相当が９人（既済人員総数の 14.5%），恩赦不相当が 52 人（同 83.9%）となっている。

第 34 表　常時恩赦の既済状況

上申庁		総　数	相当					不相当	その他
			計	特赦	減刑	刑の執行の免除	復権		
人員	総　数	62	9	-	-	-	9	52	1
	保護観察所	16	9	-	-	-	9	7	-
	刑事施設	42	-	-	-	-	-	41	1
	検察庁	4	-	-	-	-	-	4	-
構成比（%）	総　数	100.0	14.5	-	-	-	14.5	83.9	1.6
	保護観察所	100.0	56.3	-	-	-	56.3	43.8	-
	刑事施設	100.0	-	-	-	-	-	97.6	2.4
	検察庁	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-

（注）　１表参照